

令和8年度 テールゲートリフター装着促進助成金受付開始

一般社団法人 鳥取県トラック協会

1. 申請受付期間

(1) 1次受付期間 令和8年5月1日～令和8年5月29日

予算が小額な為、令和7年9月のアンケート提出者を優先します。アンケート提出者も期間内に申請が無い場合は、優先権が失われます。

なお、上記受付期間末で予算に余裕がある場合のみ、6月以降も受付します。(先着順受付)

*申請は、必ず導入を決定されている場合のみ提出して下さい。

2. 申請対象者

鳥ト協の会員事業者が、令和8年4月1日から令和8年2月22日の間に、テールゲートリフター(トラック車両の後部に装着して使用する昇降機の種類)の新品装置を購入(現金・割賦販売)またはリースで装着する際の導入費用(含む取付費、除く・消費税)に対し助成を行う。

3. 対象機器

(1) 鳥ト協が指定した「別添：対象機器一覧」のもの

(2) 装着する車両は、会員事業者が使用する車両で、かつ使用の本拠の位置が鳥取県内で営業用(緑ナンバー)貨物自動車であること。

4. 助成金額・予算枠

(1) 助成額(1台当たり)上限 **100,000円**

ただし、千円未満は切捨てとする。

(2) 予算枠 鳥ト協 120万円(12台)

5. 鳥ト協の助成上限台数(1事業者)

①テールゲートリフター……………2台

6. 申請時提出書類

①テールゲートリフター装着促進助成金交付申請書(様式1)

②導入する機器のメーカー名・製品名・金額(単価と総額、除く消費税)等が記載されたもの(見積書等(写))

7. 交付決定

テールゲートリフター装着促進助成金交付決定通知書をFAXで送付する

8. 実績報告期限 導入・支払完了後、2か月以内

最終報告期限：令和9年2月22日(月)

提出書類

①テールゲートリフター装着促進助成事業実績報告書兼請求書(様式3)

②テールゲートリフター装着証明書(様式4)

③請求書(写)…導入機器のメーカー名・製品名・数量・金額(単価と総額、除く消費税)の記載があるもの

④領収を確認できるもの(領収書等(写))

⑤リース契約書等(写)・機器のメーカー名・製品名の記載があるもの

⑥装着した車両の自動車検査証記録事項(写)

9. 申請をされる方は、交付要綱・申請書類・報告書類等については、鳥ト協ホームページからダウンロードをお願いいたします。

URL：<https://www.torakyo-tottori.or.jp/member/josei.html>

お問合せ先 (一社)鳥取県トラック協会 担当 宮本 TEL 0857-22-2694